

五城目都市計画下水道の変更
(五城目町決定)

計 画 書

平成27年度

秋 田 県 五 城 目 町

五城目都市計画下水道の変更（五城目町決定）

都市計画五城目町公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
五城目町公共下水道	約 375 ha	

「排水区域は総括図表示のとおり」

理 由

効率的な下水道整備を図ることを目的として、今後、市街化が見込まれない用途未指定地域を排水区域から削除するとともに、既決定区域に連担する地区を排水区域に編入する。

新 旧 対 照 表

変 更 前				変 更 後			
1. 下水道の名称	五城目町公共下水道			1. 下水道の名称	五城目町公共下水道		
2. 排水区	位 置	面 積	備 考	2. 排水区	位 置	面 積	備 考
	五城目町の一部	約 430 ha			五城目町の一部	約 375 ha	
3. 下 水 管 渠				3. 下 水 管 渠			
名 称	位 置		備 考	名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点			起 点	終 点	
なし	—	—		なし	—	—	
4. その他施設				4. その他施設			
名 称	位 置	敷地面積		名 称	位 置	敷地面積	
なし	—	—		なし	—	—	

五城目町公共下水道の変更理由

秋田県では、昭和 51 年に八郎潟調整池を含む公共用水域の水質保全を図るため、秋田湾・雄物川流域下水道事業計画を策定し、五城目町もその計画区域に含まれた。

五城目町では、公共用水域の水質保全及び生活環境改善の為、平成元年に「五城目町公共下水道」として都市計画決定を行い、事業認可を受け事業に着手した。その後、平成 7 年及び平成 19 年に公共下水道に係る都市計画の変更を行い、現在、排水区域面積は約 430ha となっている。現在の整備状況は、平成 26 年度末において約 274ha の整備が完了し、約 64%の整備率となっている。

五城目町では、近年の社会情勢の変化に伴い、平成 25 年度に用途地域の変更を行い、約 57ha の現況農耕地及び雑種地が市街化の見込まれない用途未指定地域となった。

今回の変更では、用途地域が未指定となった区域を公共下水道の排水区域から除外するとともに、既決定区域に連担し宅地化された区域を新たに排水区域として位置づけるため都市計画の変更を行うものである。なお、変更後の排水区域面積は約 375ha となり、整備率は約 73%となる。

【参 考 資 料】

○ 都市計画の「追加・削除」する土地の区域について

1. 都市計画を“変更”した土地の区域

排 水 区 域

【変更した部分】

大 字 名	小 字 名
小池	字岡本下台
-	字七倉
大川西野	字田屋下
上樋口	字屋岸、字樽沢
高崎	字田中、八田、中泉田、小沼、下川原、熊野台 岡谷地
富津内下山内	字奈良崎

【追加した部分】

なし

【削除した部分】

なし

2. 排水区の変更について

番号	地区名	変更面積 (ha)	変更理由
①	岡本下台 七倉	△11.01	用途地域の変更に伴い無指定区域となり、今後も市街化が見込まれないため、区域を削除する。
②	田屋下	0.10	既存排水区に隣接した地区で、集合処理を行うことが効率的であるため、区域の追加を行う。
③	屋岸	0.46	既存排水区に隣接した地区で、集合処理を行うことが効率的であるため、区域の追加を行う。
④	樽沢	0.20	用途地域の変更に伴い、無指定区域から第一種住居地域に変更されたため、区域の追加を行う。
⑤	田中・八田 中泉田	△14.61	用途地域の変更に伴い無指定区域となり、今後も市街化が見込まれないため、区域を削除する。
⑥	小沼 下川原	△30.20	用途地域の変更に伴い無指定区域となり、今後も市街化が見込まれないため、区域を削除する。
⑦	熊野台	△1.39	用途地域の変更に伴い無指定区域となり、今後も市街化が見込まれないため、区域を削除する。
⑧	岡谷地	△2.09	用途地域の変更に伴い無指定区域となり、今後も市街化が見込まれないため、区域を削除する。
⑨	奈良崎	3.44	既存排水区に隣接した地区で、集合処理を行うことが効率的であるため、区域の追加を行う。
	合計	△55.14	